

●香川県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年4月24日から同年5月15日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字浜ノ内乙2286番1地先 から 観音寺市柞田町字浜ノ内乙2336番2地先 まで	16.0~43.0	285	平成10年香川県告 示第920号、第 921号で変更した 区域
観音寺市柞田町字浜ノ内乙2336番2地先 から 観音寺市豊浜町姫浜字切戸6番1地先ま で	16.0~47.0	1,920	
観音寺市豊浜町姫浜字切戸6番1地先か ら 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地905番1 地先まで	16.0~50.0	413	平成10年香川県告 示第921号で変更 した区域 先林姫浜線重用 413m

- 4 供用開始の期日 平成19年4月25日